

寄せられた意見と県の考え方

対応区分	内容	件数
A	意見の趣旨を踏まえ計画に反映する	14
B	計画の修正は要しないが、意見の趣旨を踏まえ取り組む(取り組んでいる)	32
C	内容に関する質問、事業への要望等、計画修正を伴わない意見	12

No.	ページ	項目	意見(要約)	対応区分	対応
1		全体	全体的に色分けがされており、分かりやすい。	C	県民の皆様によりわかりやすい計画となるよう、引き続き努めていく。
2		全体	全体的に長文での説明がなく、簡潔で見やすい計画だと思う。	C	県民の皆様によりわかりやすい計画となるよう、引き続き努めていく。
3		全体	文字だけの計画から、カラフルで見やすい計画になったと思う。	C	県民の皆様によりわかりやすい計画となるよう、引き続き努めていく。
4		全体	計画に「こども・若者・県民の“こえ”」が具体的に記載されており、当事者の視点を大切にしながら計画を策定している姿勢が明確に伝わってくる。丁寧に誠実な計画策定が行われたと感じた。	C	県民の皆様によりわかりやすい計画となるよう、引き続き努めていく。
5	1	本県の現状・課題・今後の方向性	図を用いており、分かりやすい。	C	県民の皆様によりわかりやすい計画となるよう、引き続き努めていく。
6	8 9	I-1-③ I-1-④	大学・研究施設との連携による研修・研究体験の充実、「未来を切り拓くDream授業」の実施、少子化下での教育の質確保と学習環境整備、高等学校の新たなコース設置の検討、これらの方向性は意義深いものと考えている。	C	いただいた御意見は、今後の教育行政運営の参考とする。
7		全体	全体に概念が曖昧なまま使用されている語が多いように思う。これらの語について、すべての県民が理解できるよう、注釈をつけたり、言い換えを行ったりすることが望ましいと考える。	B	専門用語やなじみのない言葉については「用語解説集」を作成し、県民への理解促進に努める。
8		全体	専門的な用語が多く、教育に詳しくない県民にとっては理解が難しい箇所がある。注釈で説明を追加したり、用語説明のページを設けたりしていただけるとありがたい。	B	専門用語やなじみのない言葉については「用語解説集」を作成し、県民への理解促進に努める。
9		全体	静岡県県の将来を担うこどもや若者に対する教育予算については優先して確保すべき。	C	将来を担うこども・若者への投資は極めて重要と認識しており、教育の質の向上と学びの機会確保に資する施策を優先度高く推進する。限られた財源の中でも、効果的・効率的な配分に努め、必要な教育予算の確保に引き続き取り組む。
10		全体	書かれている取り組みについて、誰を対象としたものなのか、どの学校種で実施するものなのか分かりづらいと思う。	A	御意見の趣旨を踏まえ、わかりやすい表記となるよう改める。
11		全体	計画には、幅広い分野にわたる多様な取組が示されているが、対象をより明確にすると、施策のねらいや優先順位が明確になり、理解しやすくなるのではないかと。また、優先度やゴールをより明確に描くことで、そこからの逆算でプロセスをブラッシュアップできると思う。またその方が、透明性があるのではないかと。	A	御意見の趣旨を踏まえ、わかりやすい表記となるよう改める。

No.	ページ	項目	意見(要約)	対応区分	対応
12		全体 (例: I-1- ③)	全体的に、取組に主語がなかったり、具体的な内容がつかめない表現のものがあるので(例:「地域活動を牽引するリーダー等の養成」など)そういう部分は補足をお願いしたい。	A	御意見の趣旨を踏まえ、わかりやすい表記となるよう改める。
13		全体	不登校や特別な支援を必要とするこどもへの支援、多様性を尊重する教育、経済的負担の軽減など、こども一人ひとりを大切にす姿勢が明確であり、安心感を持って読むことができた。特に、学びの多様な選択肢を認める方針は、保護者として心強く感じるが、他方で、多様性の確保は形骸化しやすく中身のない施策につながってしまう傾向にもあるので留意してほしい。	B	御意見の趣旨を踏まえ、丁寧に検討のうえ、今後の施策に適切に反映して着実に取り組む。
14		全体	制度や支援内容があっても、情報が十分に届かないことがある。支援制度や相談窓口について、分かりやすく継続的に発信し、必要な家庭に確実につながる仕組みづくりを期待する。計画がこどもと家庭の安心につながる形で実行されることを望む。透明性や適切かつ十分な情報供給は、持続可能な地域づくりにつながるのではないかと。	B	御意見の趣旨を踏まえ、丁寧に検討のうえ、今後の施策に適切に反映して着実に取り組む。
15		全体	学校教育だけでなく、地域や企業、大学との連携、生涯学習の充実が示されていることは、地域全体でこどもと学びを支える姿勢の表れだと思う。今後は、計画の進捗や成果を県民に分かりやすく公表し、意見が施策に反映されていることを実感できる＝透明性がある仕組みを構築してほしい。	B	御意見の趣旨を踏まえ、丁寧に検討のうえ、今後の施策に適切に反映して着実に取り組む。
16	3	大柱の指標 (総合計画の指標)	「就学の働きかけの対象となる外国人」とは、未就学の児童の意味か。また、「やさしい日本語が使えると答えた日本人」もわかりにくいので、注釈などがあるとよいと考える。	B	「就学の働きかけの対象となる外国人」は県内在住で公立学校や認可外国人学校等に就学していない義務教育相当年齢の外国人を意味する。「やさしい日本語」など専門用語は「用語解説集」を作成し、理解促進に努める。
17	4	進捗管理	ウェルビーイング指標の分析は詳しく行ってほしい。教育振興基本計画は柱ごとに対象者も異なると思うので、分析の際にも属性等で分けて詳しく分析することで、より明確に計画評価ができると思う。	B	ウェルビーイング指標については、教育振興基本計画の各柱ごとに対象者や背景が異なることを踏まえ、属性別(年齢層、地域、学校種別など)に詳細かつ丁寧な分析を行う。
18	6	I-1- ①	「自己有用感やレジリエンス等を育む非認知能力の育成」は重要な取組であると感じるが、柱の名称や具体的な取組内容が抽象的だと感じた。もっと平易な言葉で表してほしい。	A	児童生徒の非認知能力の育成は重要であり、御意見を踏まえ、非認知能力を育む機会や育みたい非認知能力について具体的な内容となるよう追記する。
19	7	I-1- ②	幼児教育は丁寧に取組を掲げている一方で受け手側となる小学校段階での取組が少ない印象を受ける。こどもを取り巻く環境も変化する中、小学校教育は何十年前と同じように進められている。この計画案からは、小学校側の取組を県がどう支援していくのか全体が見えてこない。「小1ギャップ」解消に向けた支援員の配置だけでは、課題の解消には遠いと思うので、今後どう支援していくのかももう少し手厚く記載してほしいと考える。	B	「小1ギャップ」解消に向けた支援員を配置するとともに、幼保小の円滑な接続が進むよう、柔軟なカリキュラム編成や生活科を中心に児童の学び意欲を高めることに今後も各小学校で取り組む。

No.	ページ	項目	意見(要約)	対応区分	対応
20	8	I-1-③	「高度デジタル人材の育成、アントレプレナーシップ教育の充実」は、将来の地域産業や社会課題の解決に直結する重要な取組だと思う。安易になんらかの商業施設などを誘致するのではなく、経済を生み出せるような仕組み＝起業家育成を実施するのが良いと思う。仙台では行政のアントレ教育が盛んなのでぜひ参考にしてほしい。	B	本県では、高校生を対象としたアントレプレナーシップ育成プログラムの実施や県立高校における「探究学習」を通じて、アントレプレナーシップの醸成に取り組んでいる。御意見を踏まえ、先端デジタル技術の進展状況を注視しながら、他の優れた事例を参考にして、アントレプレナーシップ教育の一層の充実を図る。
21	9	I-1-④	現在示されている賀茂地区の高等学校再編案は、「生徒数の減少に伴う規模の適正化(統合・削減)」が主眼となっており、計画が掲げる「教育の質の確保」や「魅力あるコース設置」という攻めの姿勢が見られない。数減に応じて学校を縮小するのではなく、地域固有の研究・教育資源を教育課程に組み込み、「わざわざ通いたい特色ある高校」へ転換し、再編案を再構築してほしい。	B	賀茂地区の高校再編に際しては、生徒数の減少や同地区の特性を踏まえて、令和10年度よりキャンパス制を導入する。キャンパス制導入により、同地区の教育の質の確保や魅力化に努める。
22	9	I-1-④	少子化と私立高校無償化により高校の統廃合が加速する中、生徒の多様なニーズに対応できる高校と対応できない高校が存在する。生徒の多様なニーズに対応できない高校を統合対象にすべきと考える。	B	高校再編については、地域の首長、高校同窓会、経済団体、高校関係者から構成される「県立高校の在り方に係る地域協議会」を開催し、地域や地域の高校の特性を踏まえたランドデザインを作成している。今後、ランドデザインに基づいて再編を進める。
23	9	I-1-④	教員の養成や人事異動により進学対応に精通している教員を出来る限り多くの学校に配属させるべきと考える。	C	個々の教員の意欲、能力、適性、経験等をきめ細かく把握し、適材適所の配置に努める。
24	9	I-1-④	高校の魅力化については、現在の高校をどうするかという視点で、まったく新しい魅力ある高校をつくるという視点はないのか。また、今後は通信制がますます増えてくと思うが、県として通信制高校に対する考えはないのか。	B	県立高校の在り方に係る地域協議会での議論を踏まえ、高校の再編を進めるとともに、最新の社会・地域のニーズに対応した高校の在り方を検討している。
25	9	I-1-④	高校の魅力化のページだが、新しい取組は何かあるか。あれば記載したほうがより良いと思う。	A	御意見を踏まえ、国の高校教育改革に関する基本方針を踏まえた取組について記載する。
26	9	I-1-④	少子化の中でも、将来にわたり教育の質を確保していくため、多様な生徒ニーズへの対応や、学習環境の充実に向けた取組を推進という表現は、具体的に何を取り組んで行くのかがつかめないで、回りくどい表現は避けてほしい。	A	御意見を踏まえ「多様な生徒ニーズへの対応や、学習環境の充実に向けた取組を推進」に修正する。
27	10	I-1-⑤	P10に「夜間中学」と外国にルーツのある方への日本語支援を記載してほしい。夜間中学は、現在、外国にルーツのある者の在籍率が約8割に達しており、文部科学省も夜間中学の役割として日本語支援を施策にあげている。また、これは、外国人を共生の生活者として扱う県の方針とも一致している。	A	夜間中学の取組として、「外国ルーツの児童生徒への日本語支援・キャリア形成支援・就学促進」の項目に「県立夜間中学における日本語による学び直しの機会の提供」を追記する。
28	10	I-1-⑤	グローバル人材育成は重要だが、外国人受け入れ施策によって日本人の就職が難しくなっている状態だ。海外の様子をみれば外国人労働者が活躍して自国民のホームレス化が進んでいる国が多数ある。静岡県がその後を追うような政策を進めないでほしいと強く願う。	C	御意見は政策検討の参考として庁内各課で共有し、今後の施策推進に活用する。

No.	ページ	項目	意見(要約)	対応区分	対応
29	10	I-1-⑤	多文化共生社会の実現に向けては、外国人に対する支援だけでなく、日本人の理解向上のための教育も不可欠だと思う。	B	御意見を踏まえ、今後の施策に適切に反映し、着実に取り組む。
30	10	I-1-⑤	希望する教育や就業の実現に向けた日本語教育支援・外国人が地域の一員として活躍するために市町が行う日本語教育への支援 この2つの取組の違いがわかりにくいので、県民がわかりやすいように文章表現の改善の検討をお願いしたい。	A	御意見を踏まえ、「希望する教育や就業の実現に向けた児童生徒への日本語教育の支援」「地域の一員として活躍するための生活に必要な日本語教育の支援」に修正する。
31	10	I-1-⑤	「危機管理体制の強化」とは具体的に何を指しているのか。表現を簡潔にしすぎな印象があるので、もう少しわかりやすい表現にしていたらと思う。	A	御意見を踏まえ、「防災情報の多言語による提供等を通じた危機管理体制の強化」とする。
32	10	I-1-⑤	就学支援、日本語支援は具体的な取組が記載されているが、キャリア教育支援の具体はあるか。	B	小・中学校では、地域社会で活躍している外国籍のロールモデルによる講話の機会を設ける等、市町が進めている取組を他市町に共有し、取組の拡大を図る。高等学校では、外国にルーツを持つ生徒が将来の進路に希望をもって学習に取り組むため、キャリアコンサルティング技能士や日本語コーディネーターを派遣し、生徒個々の状況に応じた支援を行う。
33	13	I-3-①	示されている取組の内容は日本の生徒に対する支援で、取組の方向性も「グローバルな感覚や視野を持ち、地域社会の創造、発展に貢献できる人材を育成します。」とあるが、なぜ、その「工程を示す年次数値」が「外国人留学生数」になるのか。適切な指標を考えて置いていただければと思う。	A	御意見を踏まえ、日本の生徒が国際的な交流を持つ機会を図る指標として、「県内高等教育機関から海外への留学生数」を工程を示す年次数値として設定する。
34	14	I-4-①	「静岡県立大学、静岡文化芸術大学の中期目標」について、「中期目標見込み評価」→「中期目標策定」の流れは分かるが、その後の「中期目標期間評価」の結果はどこに反映されるのか。	C	中期目標期間評価の結果は、次期中期目標期間における取組の改善や運営の見直し等に反映する。
35	14	I-4-①	県立大学短期大学部のこども学科、社会福祉学科について、両学科の分野は、4年制でないに対応できない現場になってきているため4年制学部化すべきだと考える。	C	いただいた御意見については、ニーズ調査などを通じて、より良い教育環境の提供と地域人材の確保に資する在り方を引き続き検討する。
36	14	I-4-①	大学については、国立大学や私立大学が重要な役割を果たしていると思うが、こうした大学に対する取り組みはないのか。	C	御指摘のとおり、国立・私立大学は地域の課題解決と人材育成の要である。県では、大学の教育・研究機能の充実を支援し、産学官連携を一層強化する。これにより、県内高等教育の質を高め、優秀な人材の輩出と地域の発展につなげる。
37	14	I-4-①	公立大学は、経済的負担を抑えて学ぶことができる高等教育のセーフティネットとしての重要な役割を担っていると考える。教育環境の充実が維持できるよう、県として責任ある継続的な支援を行ってほしい。教育機会の公平性を確保し、意欲ある学生が安心して学べる環境を支えることが、静岡県の人材育成につながると考える。	B	御意見の趣旨を踏まえ、丁寧に検討のうえ、今後の施策に適切に反映して着実に取り組む。
38	14	I-4-①	静岡県内の大学は、規模や専門分野、立地がそれぞれ異なっており、単独では担いきれない役割や課題も多いと考える。それぞれの大学の強みを生かせる施策を県が後押しをしながら考えてほしい。その点で、大学と地域の連携が求められているのではないかと。大学が位置している地域の産業や文化を積極的に盛り上げたり、また、それらを研究の題材にするなどwinwinの関係を築きながら、大学としての役割を全うできるように努めてほしい。	B	御意見の趣旨を踏まえ、丁寧に検討のうえ、今後の施策に適切に反映して着実に取り組む。

No.	ページ	項目	意見(要約)	対応区分	対応
39	15	I-5-①	「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン(以下 ガイドライン)」においては、改革実行期間内に、原則、全ての学校部活動において地域展開の実現を目指すとして明記されている。都道府県には広域自治体として改革に向けたリーダーシップを発揮する必要がある。静岡県が部活動改革及び地域クラブを推進している姿勢が見られる内容となることを期待する。	B	国ガイドラインでは留意事項として、「地域ごとに学校部活動を取り巻く状況や地域資源の状況等が異なるため、学校部活動をベースとした地域との連携や学校施設を拠点とした地域クラブ活動の実施など、地域の実状等に応じた多様な改革を進めていくことが重要」、「地方公共団体において取組を進めるに当たっては、改革の理念を実現し地域展開等を着実に進めることが重要であり、その実現のための具体的手法については、地域ごとの実状等に応じた多様な形態が想定される」と示している。県としては、その趣旨を踏まえ、各市町における取組を支援していく。
40	15	I-5-①	より多くの方がスポーツに親しむためには、学校教育における体育でスポーツへの苦手意識を持たせないようにする工夫が必要であると思う。	B	県では、学校での体育授業に実技指導協力者を派遣し、スポーツや運動に対する関心を高め、運動や体育が好きな児童生徒の増加に努めている。体育主任研修会等の機会充実と併せ、引き続き体育が好きな児童生徒の増加に努める。
41	16	I-5-②	現在の「外部指導者派遣」のみの記載では、県が文化芸術を地域展開しないと誤解されるため、記載内容の拡充が必要と考える。スポーツ部活動と同様に、文化芸術活動についても地域展開への支援を明記することを望む。	A	御意見を踏まえ、文化部活動の地域展開等が促進されるよう、「外部指導者の活用による文化活動の充実」の項目に「部活動の地域展開等への支援」を加え、「中学校における部活動の段階的な地域展開等に向けた支援」を追記する。
42	16	I-5-②	部活動の外部指導者の活用について、県内大学で部活動やサークル活動を行っている大学生をもっと積極的に活用できると良いと考える。	B	県では、希望のあった学校に対して大学生による部活動支援ボランティアを配置しており、引き続き県内大学と連携を図り、部活動やサークル活動を行っている大学生の積極的な活用を努める。
43	16	I-5-②	「将来の夢としてアーティストにも興味があるので、音楽や美術の授業が充実したらよい」ということこの意見は、文化芸術が将来の可能性を広げるので重要だと思う。県として、学校や地域における音楽・美術の学びを支える人的・財政的支援を行ってほしい。	B	小・中学校の音楽、図画工作、美術の授業において、児童生徒が興味や関心をもって取り組み、可能性を広げられるよう、教科指導等を充実させる。また、高等学校の文化部活動において外部指導者を派遣することにより、文化部活動の活性化を図り、県立高等学校の文化活動を充実させる。
44	18	II-1-①	「いじめの未然防止と早期対応」について、児童・生徒がいじめを受けた場合の相談体制を明確に本計画の中に位置付け、記載すべきと考える。	B	児童・生徒がいじめを受けた場合の学校における相談体制については、教員研修等を通じて充実させている。本計画では「相談支援体制の強化」として「スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる相談・支援体制の充実」を掲載している。
45	18	II-1-①	いじめについて、公立学校、私立学校ともに、現状では学校の対応が不十分だと私の周りの親からも聞いている。法律相談や警察も必要だが、学校が被害者の立場に立って親身に対応することが何よりも重要だと思う。	B	児童生徒へのアンケートや聞き取り等により早期に事案を把握し、被害者に寄り添いながら、スクールロイヤーの活用等を含め法に基づき組織的に対応する重要性を、協議会等を通じて各学校・各市町教育委員会へ周知している。特別支援学校では、チーム・ティーチングを生かした校内体制のもと、児童生徒・保護者に寄り添ったいじめの未然防止と対応に取り組んでいる。あわせて、私立学校についても、国のガイドラインの理解促進を図り、対象児童生徒の心のケア等、被害者の立場に立った対応の重要性を周知する。今後も、児童生徒および保護者に寄り添った対応に努める。

No.	ページ	項目	意見(要約)	対応区分	対応
46	19	Ⅱ-2-①	進学先の学科が多様化し、生活困窮、障害、外国ルーツの児童生徒、ヤングケアラーなど様々なニーズを持つ子どもが増加しているため、教職員が各分野に関する幅広い知識を持ち、こどもに適したアドバイスができる体制の構築が必要と考える。	A	本県では、教職員向けのヤングケアラー研修を実施し、こどもに適切な助言ができる体制の整備を進めている。「静岡県教員育成指標」を活用し、キャリアステージに応じた資質・能力の向上を図り、特別支援教育や外国にルーツを持つ児童生徒への対応力を研修で育成している。さらに、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等との連携や、関係機関との支援会議の開催を継続し、個別の相談支援の強化に引き続き取り組む。この取組を踏まえ、計画のⅡ-2-①「相談支援体制の強化」に、「研修等を通じた教員の理解促進や、教育・福祉の連携などによる不登校児童生徒やヤングケアラー等への支援の充実」を追記する。
47	18 19 20	Ⅱ-2	生活困窮世帯やヤングケアラーのこどもへの対応は学校だけでは困難であるため、自治体職員や社会福祉職員の養成と学校・自治体・社会福祉団体の連携体制の構築が必要と考える。	A	本県は、ヤングケアラーアドバイザーを配置し、学校や市町等との連携によりヤングケアラーへの支援を推進しており、引き続き取り組む。この取組を踏まえ、計画のⅡ-2-①「相談支援体制の強化」に、「研修等を通じた教員の理解促進や、教育・福祉の連携などによる不登校児童生徒やヤングケアラー等への支援の充実」を追記する。
48	19	Ⅱ-2-①	ヤングケアラーのこどもたちは学習環境の確保が困難であり進路相談も特に配慮が必要だ。教員の理解促進と広い知識・人脈を持つ教員配置および役所との連携体制の構築が必要だと考える。	A	ヤングケアラー支援者向けヘルプデスクを設置し、ヤングケアラーを把握した教員等からの相談を受け付け、適切な支援機関につないでおり、引き続き、関係機関との連携体制の確保に努める。この取組を踏まえ、計画のⅡ-2-①「相談支援体制の強化」に、「研修等を通じた教員の理解促進や、教育・福祉の連携などによる不登校児童生徒やヤングケアラー等への支援の充実」を追記する。
49	19	Ⅱ-2-①	県の不登校児童生徒への様々な取組は、それぞれの効果はどのように測っていくのか。「小1ギャップ」解消に向けた取組も含め、取り組んでいく施策の効果を測る指標が「相談できる人がいると答える児童生徒の割合」では取組の効果検証はできないと考えるので、別の指標の設定をご検討願いたい。	B	不登校対策として、未然防止と「多様な学びの場の確保」に取り組んでいる。これらにより相談体制が強化され、「相談できる人がいない」と感じる児童生徒が減少することを成果指標に設定した。不登校児童生徒統計と関係者アンケートの結果から、施策の有効性を検証する。
50	19	Ⅱ-2-①	工程を示す年次数値「相談できる人がいると答える児童生徒の割合」だが、相談できる人がいる状態が当たり前なので、この数値を「一人ひとりに応じた多様で柔軟な支援」を総括する、いわば進捗を計る指標として設定するという事は合っていないと感じる。	B	悩みや困りごとを抱える児童生徒の相談内容は多様化、複雑化しており、児童生徒の個別の教育的ニーズを把握しきめ細かな支援につなげるため、この指標を設定しているところである。御意見を踏まえ、児童生徒が相談しやすい支援体制の強化や居場所づくりの支援を進めていく。
51	20	Ⅱ-2-②	生活困窮家庭の児童、生徒への対応については、奨学金制度の充実、働きながら学べる制度の提供、資格取得支援、経済的支援などが必要だと考える。	B	いただいた御意見を踏まえ、就学支援金および奨学給付金等により生徒の経済的負担の軽減を図る。併せて、生活困窮世帯に対しては、教育費負担の軽減に向けた給付や貸付等の支援を実施しており、今後も制度の周知を進めるとともに、継続的な支援の提供に努める。
52	20	Ⅱ-2-②	経済格差が拡大する中、県内のこどもたちが生まれ育った環境に関わらず、等しく優れた教育が受けられるよう、なお一層の配慮をお願いする。	B	就学支援金や奨学給付金等により、生徒の経済的負担の軽減を図る。あわせて、国における高等学校授業料の実質無償化に加え、本県では「静岡県高等学校等奨学給付金」「定時制・通信制修学補助金」「遠距離通学費補助金」等の制度を活用し、公立高校に進学予定の生徒・保護者の負担軽減を引き続き推進していく。

No.	ページ	項目	意見(要約)	対応区分	対応
53	21	Ⅱ-2-③	「共生・共育の推進」について、2022年に国連障害者権利委員会が日本政府に対して行った指摘に基づき、障害の有無をもとに学校を分けて交流を促進するのではなく、障害の有無にかかわらず学校を分けずに必要な支援を行う方向に向かうべきと考える。	B	本県では、令和7年4月に『共生・共育』(静岡県版インクルーシブ教育システム)の在り方について」を策定した。これまでの「一人一人のニーズに応じた学び」を維持しつつ、多様性を尊重し合う人権教育をしっかりと根付かせ、「共に学ぶ機会」を保障できる学校体制を目指す。共生社会の実現に向け、「全ての子どもができる限り同じ場所で共に過ごし、共に学び合い、共に育つ教育」が実現できるよう取り組む。
54	24	Ⅲ-1-②	子どもたちにとって、学校でも家庭でもない第三の居場所があることは重要であると思う。そのため、地域における子どもの居場所づくりの支援の充実が必要であると思う。	B	学校や家庭以外でも子どもが安全・安心に過ごせる居場所の整備が重要と考え、寄附金を活用した助成により、子ども食堂や学習支援の場など地域での多様な居場所づくりを支援している。あわせて、地域の教育力を生かした放課後子ども教室の設置や、地域学校協働活動への補助を通じて、地域全体で子どもを育む取組を推進する。今後も支援の充実に努める。
55	27	Ⅳ-1-①	「働き方改革の推進」について、推進の意向が明示されたことは好ましいことだが、改正給特法附帯決議に盛り込まれた「社会保険労務士や法律家など外部の専門家の知見」の活用や、「教育職員が働き方について相談できる体制の構築」「学校における労働安全衛生管理体制の整備」についても、本計画の中に記載すべきと考える。	B	教職員に対する相談体制はすでに設けており、学校における労働安全衛生管理体制の整備を含め、庁内関係各署等と調整を図りながら現在も教職員の働き方改革を進めている。今後も、計画に記載した具体的な取組を中心に働きやすい環境の構築に努める。
56	27	Ⅳ-1-①	教職員のコンプライアンスについては、教職員の不祥事があまりにも多く、県民として恥ずかしい思いがある。研修の実施ではなく、より実効性のある取り組みが必要ではないか。	B	新たに、児童生徒とのSNS使用のルールの改正及び児童生徒撮影ルールの制定等の不祥事根絶に向けた取組を行う。また、不祥事を起こさせない組織づくりに向け、通報制度の充実や相談体制の強化に取り組む。
57	27	Ⅳ-1-①	教職員に求められる役割は年々拡大している。働き方改革や校務効率化の取組が示されているが、スクールカウンセラーや支援員、外部専門人材の配置拡充など、人的支援をより明確に位置付けることが不可欠な理念ではないか。現場で実現するためにも、教職員が子どもと向き合う時間を確保できる構造に着目した施策を実施してほしい。	B	スクール・サポート・スタッフや小1スマイルサポーター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の支援スタッフの配置を充実させ、多様な課題を抱えた生徒に対する支援するとともに、教員が授業やその準備等の時間を確保できる環境の整備に努める。
58	29	Ⅳ-2-①	学校の安全については、耐震化や老朽化対策が書かれているが、耐震化率などの目標は示さないのか。	B	公立学校における耐震化率は県立学校がすでに100%、市町立学校は令和8年度に100%になる予定である。私立学校につきましても、100%を目指し、国や県の補助制度の活用を働きかけるなど、学校施設の環境改善を促進する。